

東京都多重債務問題対策協議会相談部会
第27回議事録

令和6年7月11日（木）
東京都消費生活総合センター 17階教室Ⅰ・Ⅱ

午前10時00分開会

○高村委員 それでは定刻になりましたので、ただいまから第27回相談部会を開催いたします。

本日は、委員及びオブザーバーの皆様には大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます東京都消費生活総合センター相談課長の高村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の部会は、11時30分を終了予定としております。御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本部会の部会長となります東京都消費生活総合センター所長の小菅から御挨拶を申し上げます。

○小菅部会長 皆様、おはようございます。相談部会長の小菅でございます。

皆様方には、日頃より都の消費生活行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中相談部会に御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、都内の消費生活センターにおける多重債務相談の件数は、20年前に比べまして大幅に減少しているものの、この数年は微増傾向にございます。相談内容を見ると、収入不足だけではなく、悪質商法や投資詐欺の手口による被害など、社会情勢と相まって問題が複雑化・多様化し、深刻さを増しております。

多重債務問題は生活困窮に直結するため、法律の専門家や福祉分野、金融分野との連携など、幅広い視野が必要であると感じております。

本日の相談部会では、多重債務問題の最前線で相談を担当する各分野の専門家の皆様と情報を共有し、意見を交わしてまいります。少しでも多重債務に苦しむ人を減らしていけるよう知見を広げていくとともに、より緊密な協力連携を培うことができばうれしく存じます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○高村委員 本日の部会につきましては、タブレットに資料を入れております。使い方など、不都合がありましたら、遠慮なく職員にお申し出ください。

本部会は、協議会設置要綱第9に基づき、公開となります。議事録を発言者の氏名入りで都のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員の御紹介でございますが、今年度の初回となりますので、恐れ入りますが、

宮村委員から橋本委員まで、座席の順番に簡単な自己紹介をお願いいたします。

それでは、東京弁護士会 宮村委員、お願いいたします。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村と申します。よろしくお願いいたします。

○高村委員 続きまして、第一東京弁護士会の田中委員はまだ来られておりませんので、第二東京弁護士会の寺谷委員、お願いいたします。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。よろしくお願いいたします。

○高村委員 続きまして、東京司法書士会 安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会から参りました、企画部長を仰せつかっております安藤と申します。よろしくお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○高村委員 続きまして、足立区の石鍋委員につきましては代理出席となります。今井様、よろしくお願いいたします。

○今井様 足立区消費者センター所長の今井と申します。

本来であれば産業経済部長の石鍋が参加するところ、代理となりましたが御容赦ください。よろしくお願いいたします。

○高村委員 なお本日、日本クレジットカウンセリング協会の米澤委員、八王子市の奈良委員、瑞穂町の長谷部委員から、御欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、オブザーバーの皆様、恐縮ですが簡単な自己紹介をお願いします。

日本貸金業協会 菅原センター長、お願いいたします。

○菅原オブザーバー 日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターの菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村委員 財務省関東財務局 岩崎課長、お願いいたします。

○岩崎オブザーバー 関東財務局東京財務事務所理財第四課の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

○高村委員 続きまして、東京都側の委員及びオブザーバーも、小林委員から座席順に自己紹介をお願いいたします。

○小林委員 お世話になっております。東京都福祉局生活福祉部の地域福祉課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠田委員 産業労働局貸金業対策課長の篠田でございます。よろしくお願いいたします。

○野口委員 生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長の野口と申します。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○小澤オブザーバー 保健医療局保健政策部で自殺総合対策を担当しております小澤と申します。よろしくお願いいたします。

○福岡オブザーバー 東京都消費生活総合センター消費生活専門課長の福岡と申します。よろしくお願いいたします。

○高村委員 今、田中委員がいらっしゃいました。それでは、第一東京弁護士会 田中委員、自己紹介をお願いしてよろしいでしょうか。

○田中委員 遅れまして申し訳ございません。第一東京弁護士会の弁護士の田中です。よろしくお願いいたします。

○高村委員 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から確認をさせていただきます。

○佐々木課長代理 事務局の相談担当課長代理、佐々木と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

本日の配付資料について確認をさせていただきます。タブレットに資料が入っておりまして、資料1から資料6、資料7-1、7-2、7-3、資料8、資料9-1、9-2、資料10、資料11、資料12となっております。不足のある方がいらっしゃいましたら御連絡いただければと思います。

そのほかに、今回、紙でパンフレット等をお配りしているものが幾つかございます。関東財務局様からいただきましたお金の知識と、それに挟んでおります注意喚起動画の案内、こちらはタブレットに電子データも入れてあります。

それから、「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の相談窓口の一覧が資料9-2ということで電子データとしても入っています。よろしくお願いいたします。

資料についての不備やタブレットの操作などにつきまして、不具合や御不明点がございましたら、手を挙げていただければ職員が参りますのでよろしくお願いいたします。

○高村委員 皆様、資料は御確認いただけましたでしょうか。

それでは議事に入ります。

初めに、次第1の報告事項(1)東京都消費生活総合センターからの報告について、事務局の佐々木から御説明いたします。

○佐々木課長代理 それでは、続けて説明をさせていただきます。

まず、タブレットの資料1を御覧ください。「多重債務に関する相談状況」ということで、

東京都消費生活総合センターの受付分の件数が載っております。

まず、図－1を御覧ください。相談件数の受付推移でございます。平成22年度に1,562件、これが一番多かった年ですが、それからだんだん右肩下がりで数が減少しております。令和2年度は386件、30年度は356件と、この辺が一番底となっております。ここ2、3年は微増の傾向になってございます。令和5年度は482件で、その前の令和4年度と比較いたしますと79件の増、19.6%増えております。

平成20年に東京モデルが実施になり、また、平成22年には貸金業法の改正・施行の影響などがありまして、相談件数が減っているものと考えております。

その下、月別相談件数でございますが、多重債務に関する相談の令和4年度と令和5年度の月別の件数が載っております。2年度とも9月と3月に件数が多くなっておりますが、これは「多重債務110番」という特別相談を9月と3月に行っているため、相談件数が多いものと考えております。

その下、表－1、契約当事者職業別件数でございます。令和5年度のところを見ていただきますと、最も多いのが給与生活者、2番目が無職の方、3番目が自営業・自由業の方という順になっております。

表－2、契約当事者年代別件数でございます。最も多いのは50代の方となっており、その次が20代、あとはほぼ均等な感じで相談が来ていると思われれます。

次に、資料2を御覧ください。「東京モデルの実施状況について」でございます。資料2は3ページから成りますが、最後の3ページに「多重債務相談『東京モデル』のイメージ」がございます。

東京モデルについて簡単に御説明させていただきますと、まず消費生活センターで相談者の方からの聞き取りを行い、次に相談員が多重債務の専門相談の窓口を予約して、相談者の方が専門家に相談します。こちらの相談は無料となっております。専門家への相談が済みましたら、専門家からセンターへ相談状況の報告が来るという流れになっております。

相談者からは、弁護士や司法書士に直接相談するのは敷居が高いとか、費用の面でも心配だとのことで、このような「東京モデル」というものを考えまして、こちらの協議会等でも御了解いただいた上で、平成19年度に試行、20年度から本格実施として行ってきたものでございます。

実績については、資料2の最初のページを御覧ください。平成19年度に試行、これは約3か月で47件、20年度本格開始ということで297件、それからだんだん件数が少なくなって

きまして、昨年度、平成5年度につきましては82件の実績となりました。先ほど、多重債務の相談全体ではここ数年微増の傾向ということでしたが、東京モデル自体はここ2年ほど件数が少なくなっております。

東京都のセンターでは専門グループ制を採っており、金融・多重債務グループが基本的に多重債務の相談を専門的に受けているので、こちらのグループの相談員にも聞き取りをいたしましたところ、多重債務の相談者には東京モデルの説明をほぼ全員に行っており、専門家におつなぎしますということでお話をさせていただいているのですが、近年、お仕事が忙しいなどの理由でなかなかスケジュールの調整が難しかったり、また、相談者から自分で専門家に相談するのでと東京モデルを断られる場合などもあって、件数的に下がっているのではないかと思います。

その下、令和5年度の債務額、性別、年代、職業、1ページめぐりまして東京モデルのつなぎ先、そして債務整理の報告、どのような対応をしたかということが載っております。こちらは後ほど御覧いただければと存じます。

次に、資料3に移ります。資料3は、令和5年度の第2回特別相談「多重債務110番」の結果報告となっております。東京都と23区26市1町、それから専門相談窓口と連携して実施したものでございます。

「結果の概要」を御覧ください。実施期間は、令和6年3月4日月曜日と5日火曜日の2日間となっております。この2日間に寄せられた多重債務に関する相談は、全体で181件ございました。都の消費生活総合センターでは49件、区市町の消費生活センターでは40件、弁護士会、司法書士会、法テラス等の法律相談窓口では92件の相談が寄せられております。

東京都受付分49件の相談の特徴といたしましては、平均年齢が56.8歳で、50歳以上の方が73.9%を占めています。借入先が6社以上の方が17.8%、5社以上の方が46.7%というように、大半の人が多くの借入先から借入れをされています。また、債務額については500万円以上の方が41.7%で、お一人当たりの平均債務額は約531.2万円です。家族など債務者本人以外からの相談が18.4%となっています。それから、FXや暗号資産などの投資詐欺、還付金詐欺、副業サポート契約など、悪質商法的なものにより債務を抱えてしまったという相談が7件ございました。また、自営業の破綻をきっかけとしてキャッシングや消費者金融等を利用した結果、多重債務に陥ったという相談が10件ございました。

あとは、「消費者へのアドバイス」が記載されております。

次のページを見ていただきますと、「主な相談事例」ということで、3件ほど代表的な相

談事例を載せております。

さらにその次のページは、＜参考＞として、「特別相談で受け付けた相談の概要」ということで、グラフと一緒に今回の相談の特徴的なことを記載しております。

以上になります。

○高村委員 続きまして、報告事項（２）としまして各団体・機関からの御報告に移らせていただきます。

まず、資料を御提供いただきました委員から御報告をお願いいたします。それぞれ5分程度で御報告いただければと存じます。

初めに、日本司法支援センター 亀井委員からお願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井です。

いつもの一覧表を配付しております。資料4を御覧ください。

ここ10年で比べてみても、昨年度は多重債務の相談が一番多いですね。ここ10年で5,000件増えています。法テラス的に見ると微増ではないですね。やはり生活困窮度が進んでいるなど感じます。昨年度は月1,347件でした。今年度に入ってから増えています。1,400件を超えて、月に1,429件になっています。ですから、今年度も昨年よりもっと多重債務相談が増えるだろうと推測をしております。

全国の地裁の破産の6割から7割が法テラスの援助で行っていると思われれます。東京地裁では、原則、管財人をつけるという制度でやっており、管財費用20万円は本人負担です。そのため法テラスで援助を受けても、20万がなくてなかなか踏み切れないという方が多くて、大変皆さん困っているところです。

最近さらに困っているのが、生活保護の方でも管財がどんどん増えてきていることです。これは裁判官の裁量なので、私どもでも基準がはっきりしないのですけれども、どうも借金が300万円を超えた場合、また、元自営業者などがターゲットになっているのかなど、そのように感じております。

これが法テラス的に困るのは、生活保護の方は弁護士費用も全部給付になりますけれども、20万円も給付になるのですね。ですから、法テラス的には財政的に今困っているところです。

全国の地裁で管財を原則にしているのは東京だけのようです。東京特有の問題かなと思うのですが、多重債務が今後もどんどん増えていくと思うので、財政的には厳しいなと思っています。

以上です。

○高村委員 ありがとうございます。

次に、日本クレジットカウンセリング協会については御欠席となっておりますが、資料を御提供いただいております。資料5になりますけれども、お話を聞いておりますので、事務局から説明をいたします。

○佐々木課長代理 説明させていただきます。

日本クレジットカウンセリング協会様の資料5、まず、最初のグラフを御覧ください。こちらは、日本クレジットカウンセリング協会に寄せられる電話相談件数の月ごとの推移を表したものでございます。直近6年4月の最後のところのグラフの数字でございますが、これはコロナ前の水準と比べますと、まだそこまでのレベルには戻っていませんけれども、徐々に相談件数としては右肩上がりになってきているということでございます。

次の2ページですが、電話件数の年度別の数が載っております。ここ数年4,000件ぐらいが続いておりましたが、令和5年度は4,617件と、500～600件の増となっております、明らかに昨年度、一昨年度を数として上回っているということでございます。

次のグラフですが、債務者の借入れ目的を表したグラフとなっております。こちらは、相談者がクレジットカウンセリング協会へ申告したものでございまして、複数回答となっております。最も多いのは生活費の補填、その次が失業・転職による収入減で、それぞれ7割近くと4割ぐらいということで、やはりこの辺が主な借入れ目的となっております。

また、割合は小さいですが、一番右のほうの悪質商法5.7%ということですが、ここ2、3年と比較して昨年が一番多く、右肩上がりになっているところも要注意だと、協会では考えていらっしゃるようでございます。

その次の4ページのグラフは自己破産件数。これは最高裁判所の司法統計に基づいて作成したものでございますが、令和5年度が7万588件と、4年度、3年度と比べてかなり大きな数字となっております。

次のページの「無担保無保証の債務を3件以上負っている者」、こちらは日本信用情報機構の調査に基づいて作成をしたものですが、こちらにも右肩上がりということで、相談件数が伸びている背景とうかがわれるということでございます。

次に、6ページでございますが、日本クレジットカウンセリング協会を知った情報源についてのグラフとなっております。平成30年度から令和5年度までのグラフが載っておりますが、令和5年度に初めて、行政等の相談窓口でクレジットカウンセリング協会のこと

を知りましたという方が過半数を超えました。

以前はインターネットが最も多かったのですが、インターネットの割合が減ってきて、行政等の相談窓口等で知った割合が増えているということで、御出席の皆様と日本クレジットカウンセリング協会との連携がますます重要であると考えておりますということでした。今後ともよろしくお願ひしたいとこのこととでございます。

○高村委員 続きまして、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの菅原センター長、お願ひいたします。資料6になります。

○菅原オブザーバー 貸金業協会の菅原と申します。

資料に基づいて御説明をいたします。令和5年度の相談等の受付状況でございます。

ページをめくっていただいて、「1. 相談・苦情・紛争概要」ですけれども、上のところに書いてございますが、①で、昨年度の相談・苦情・紛争の受付件数は、一般相談、多重債務相談ともに増加をしております。合計1万156件で、令和4年度、前年と比べても841件増えたということです。表で言うと17行目でございます。

それから、②ですけれども、当協会で行っている貸付自粛制度という制度がございますが、これは周知活動を強化したというところから、貸付自粛に関する相談が4,346件ということで、前年度と比べて629件増えております。これは表で言うと10行目の数字です。

③ですけれども、苦情です。これは表で言うと15行目を見ていただければと思うのですが、昨年度は33件で、前の年と比べて26件増えたということでございます。この表、それから右のグラフを御覧いただいてもお分かりのとおり、今までの御報告にもございましたけれども、やはり徐々に増えてきていることが見えるかなというところなんです。

次のページ、「2. 若年者・若年層に関する相談」です。昨年度、24歳以下の若年層に関する相談は666件で、前年度と比べて47件増えたということです。

それから、成年年齢引下げに伴います18歳、19歳、これを当協会では「若年者」と言っていますけれども、18歳、19歳の若年者に関する相談がその前の年と比べると微減でしたけれども、若年層の中でも20歳～24歳の若年層に関する相談は、前の年と比べて60件増えたということでございます。

相談の中身は、本人よりも本人のことを心配した家族、親御さんとか御親族からの相談が圧倒的に多いということで、7割を占めるということです。これ以上借りられないようにできないかというような貸付自粛に関する相談が半数以上でございます。

次のページ、「3. 金融トラブル相談」でございます。昨年度の金融トラブル相談につき

ましては342件で、これも前年比137件の増加で、大きく増えています。特に、遠隔操作アプリを使って消費者金融会社から高額な借入れをさせるという、副業詐欺による若年者の消費者被害が非常に増えてきているということでございます。

これにつきましては、適切な情報提供、助言等を行うとともに、これをテーマとしまして消費生活センターの相談員の方々、あるいは当協会の協会員とも意見交換をしまして、その予防策あるいは被害の救済策というところを協議しているということでございます。また、協会のホームページとかSNSで注意喚起を行うとともに、協会に対しては与信の際の水際対策の一段の強化をお願いしているところでございます。

次のページは、1月に発生した能登半島地震に関する資金需要者からの相談でございます。これは、ここに記載のとおり、あまり大きいなトラブルは当協会のほうには入ってきておりません。協会員に聞きましても、被災者については特別にいろいろ対策を練っているというような答えをいただいておりますので、あまり大きなトラブルは見えてとれなかったところでございます。

次の「5. 貸付自粛制度」ですけれども、令和5年度の貸付自粛の受付件数は4,957件で、前年度と比べて1,184件増えております。

上のメッセージ欄の③にありますけれども、貸付自粛の目的で最も多いのは「ギャンブル癖」で、どうしてもギャンブルがやめられずに借入れを繰り返して多重債務に陥ってしまうと。なので、自分で借りられないように届出を出しておくという方が非常に多くございます。前年と比べて411件増えておまして、目的の半数近くの44.7%でございます。

続きまして、当協会で行っています生活再建支援カウンセリングです。債務整理等で借金は片づいたのだけれども、どうしても根本的な原因が治らないので繰り返してしまう方に生活再建支援カウンセリングを行っていますけれども、件数的にはほぼ前年と同じです。

上のメッセージ欄の②ですけれども、これも家族からの相談が非常に多くございます。その場合は、債務を負った御本人だけではなくて、御夫婦あるいは親子で並行してカウンセリングを行うというような活動もしております。

次が「他機関との連携」と書いてございますけれども、今御説明しました当協会の生活再建支援カウンセリングのノウハウを出前講座などで他の機関の相談員に提供するというような活動もしております。

それから、先ほど説明しました、昨今の遠隔操作アプリを利用して消費者金融から借入

れをさせる副業詐欺の被害を受けまして、行政・消費生活センターをはじめとした他機関との情報連携を進めてまいったということでございます。

それから、貸付自粛の制度を各種公営ギャンブル関連団体に御説明して、オートレース場や競輪場、競艇場にポスターを貼らせていただいたり、パンフレットを置かせていただくといった周知活動についても昨年度は力を入れて行ったということでございます。

御報告は以上です。

○高村委員 ありがとうございます。

次に、財務省関東財務局東京財務事務所 岩崎課長、お願いいたします。資料7になります。

○岩崎オブザーバー 東京財務事務所理財第四課の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

私はこの7月の人事異動で、埼玉の関東財務局の本局から参りました。本日御出席の皆様におかれましては、またいろいろお世話になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料の御説明をさせていただきたいと思えます。資料7-1を御覧いただければと思えます。

今回、私のほかにも初めて御出席される方もいらっしゃるようですので、改めて私どもの多重債務相談窓口の御説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

財務局の多重債務相談窓口ですけれども、より多くの方に知っていただいて利用していただきたいというところがございますので、資料の中段にも載せておりますが、名刺型の大きさのチラシを使用した広報活動に取り組んでおります。

また、相談窓口には2名の相談員を配置いたしまして、こちらも資料に載せておりますけれども、相談者からお伺いした多重債務の内容とか多重債務に陥った経緯、これらを取り取って書類としてまとめて、紹介状のような形でお渡ししております。

相談に来られた方は、この紹介状を持って法テラスさんとか弁護士会さんのほうに行って無料法律相談などを受けていただくことによって、限られた時間内に効率よく要点をしっかりとお伝えいただけるということで、スムーズな対応ができるものということになっております。

また、私どもの相談窓口は時間制限がございませんし、さらに電話代が御心配な方には折り返しの対応もしておりますので、御案内いただくような機会がありましたらお願いで

できればと思います。

続きまして、次の資料7-2を御覧いただければと思います。お手元に紙ベースのものをお配りさせていただいておりますけれども、こちらは関東財務局で作成しております金融犯罪被害防止のための注意喚起動画のチラシになります。

御案内のとおり、最近の金融犯罪被害は著名人のなりすましをはじめとしてSNSを利用したものが非常に多いということでございますので、特に若年者に向けた注意喚起として3分程度の注意喚起の動画を作成して、関東財務局の公式YouTubeチャンネルとか、X、Instagram、Facebook、こうしたSNSにも掲載しております、被害に遭わないための注意喚起、情報発信を行っております。

内容はチラシを御覧いただければと思いますけれども、著名人なりすましのほかに、フィッシング詐欺、SNS個人間融資、ヤミ金、こういったものの具体的な手口とか、こういったところに注意してくださいというものを、ポイントを整理してまとめて作成しております。

動画の作成に当たっては、本局が埼玉にあるものですから、埼玉県消費生活センターの相談員の方に、最近の詐欺被害の特徴とか相談事例などいろいろ情報をいただきながら、タイムリーな注意喚起になるようにしております。

詐欺被害をきっかけとした多重債務防止の観点からも、引き続き、皆様と情報連携、情報共有をお願いできればと思います。

最後、3点目、こちら紙のほうでお配りしておりますけれども、今年4月に設立された金融経済教育推進機構、J-FLECのパンフレットになります。詳細はパンフレットを御覧いただければと思いますけれども、J-FLECの事業概要とか、J-FLECが実施する金融経済教育に係る講師派遣の概要とかお申込みの流れ、こういったものを記載しております。

J-FLECの講師派遣については、8月より受付を開始いたしますので、もし本日御出席の皆様におかれまして講師派遣の御要望等があれば、ぜひお申し込みいただければと思います。

なお、申込みに当たっては、受講者数が原則10名以上としているほか、会場や機材の手配は申込者負担になっておりますので、パンフレットに記載の注意事項も併せて御覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○高村委員 ありがとうございます。

続きまして、東京都福祉局生活福祉部地域福祉課 小林委員、お願いいたします。資料 8 になります。

○小林委員 よろしくお願いいたします。生活福祉部の小林でございます。

私からは、「多重債務者生活再生事業 相談・貸付状況報告」につきまして御説明をさせていただきます。

多重債務者生活再生事業についてでございますけれども、これは私たち東京都と東京都社会福祉協議会、中央労働金庫、生活サポート基金の 4 者協定に基づいて実施をしている事業になっております。相談を生活サポート基金が受け付けまして、必要に応じて貸付けを中央ろうきんが実施するというスキームになっております。

それでは、資料一番上の 1 番、【来所相談・貸付状況の推移】を御覧ください。「新規相談件数」と記載してあるのが、来所による新規の相談件数となります。最近 10 年の推移を見ますと、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和 2 年度に 807 件と大きく減少しております。

これは先日の協議会でも御説明させていただいたのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対しまして、国が生活福祉資金の特例貸付や住宅確保給付金などの低所得者対策を拡充したことなどが要因として考えられると思っております。

その後、令和 3 年度以降は上昇傾向にございまして、令和 6 年度は 1,161 件と過去最高の件数となっているという状況でございます。この背景には、先ほど御説明しました国の低所得者対策が終了したことや、物価高による生活苦の影響があるものと考えております。

次に、資料中段の 2 番、【月別相談件数】でございますが、上段に令和 5 年度、下段に参考として一昨年度、令和 4 年度の件数を掲載しております。月ごとの相談件数については、令和 4 年度から 5 年度にかけて増加した月、減少した月、それぞれありますけれども、年間の相談件数を見ますと、先ほど御紹介しました来所による相談のほか、電話やメールを含めた相談件数が令和 4 年度は 7,420 件、令和 5 年度が 7,632 件と、こちらも増加しているところでございます。特に、お電話による相談が令和 4 年度から 5 年度に大きく増加しているところでございます。

その下、相談者の属性の部分についてでございます。まず①の相談者の職業については、正規雇用、無職が減少傾向、非正規雇用が増加傾向にございます。②の相談者の年代については、20 代、30 代の若者からの相談割合が高い状況が続いております。③の相談内容については、令和 4 年度に大きく増加した税金、公共料金、家賃の滞納に関する相談が令和

5年度も高い割合で寄せられていることなどが読み取れます。

引き続き、来所相談に加えまして、来所が難しい方についてはオンライン相談、メールや電話での相談を活用するなど、相談者の状況に合わせた対応に努めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○高村委員 ありがとうございます。

次に、東京都保健医療局保健政策部健康推進課 小澤課長、お願いいたします。資料9になります。

○小澤オブザーバー 私からは、資料9-1と9-2の2つについて御説明したいと思います。

まず、東京都の自殺者の状況を簡単に御紹介します。都内の自殺者数につきましては近年増加しておりまして、コロナ禍以降、年々微増の状態です。現時点ではっきりしておりますのは令和4年までの数になりますけれども、5年も若干増の可能性がります。

本日お持ちしている資料は、令和4年の自殺者につきまして年齢階級別に自殺の原因・動機の構成比を色分けして示したのになります。自殺された方について、警察のほうで、本人の遺書とか周りの人からの証言によって最大4つまで自殺の原因・動機を計上することになっておりまして、それを全てまとめて割合を示したものがこちらのグラフになります。不明という方もいらっしゃるけれども、お一人で4つまで計上できますので、例えば、生活苦と多重債務と両方に計上される方もいらっしゃる、健康問題と家族問題とか、それに加えて生活苦と3つ入っているような方もいらっしゃる、そういう要素をまとめたのになります。

御覧いただきますと、グリーンのカラムが経済・生活問題となっております、特に男性においてその割合が高い傾向が見てとれると思います。また、赤枠で囲んでおりますのが多重債務、その他負債の割合となっております、私どもは思いのほかそういった原因が背景にある方が多いのだなという印象を受けました。本日参加させていただいておりますこの部会の皆様の御支援が自殺対策にも非常に重要なものと考えております。

本日お配りしております東京ネットワーク相談窓口一覧につきましては、私どものほうで毎年作成しております、自殺対策の背景になり得る生活問題の相談先の一覧になっておりまして、このネットワークに加盟いただいている組織にはお送りさせていただいております。

昨年まではもう少し細長い資料だったのですが、近年窓口が増えているということで、ページ数も増やして見やすい大きさに改訂いたしました。

現在、債務関係の相談窓口につきましては、法テラスや消費生活総合センターなどのお名前を掲載させていただいておりますが、もしよろしければ、ほかの窓口につきましてもこのネットワークに加入いただくという形で、私どもからの窓口案内もさせていただければと考えております。また、別途御相談をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村委員 ありがとうございます。

それでは、いただきました資料の説明につきましては以上になります。まだ御発言いただいていない委員の皆様からも、各所属機関での現状について御報告いただければと存じます。

それでは、東京弁護士会の宮村委員、いかがでしょうか。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村です。

相談の件数としましては、どちらかというところが増えていかなという印象を持っております。

相談内容としましては、特段変わったものがあるというわけではないのですが、先ほど法テラスの亀井先生から、管財費用が法テラスで立て替えられないというお話があったと思うのですが、家賃をクレジットカードで払っている方が最近家賃が払えなくなって、法テラスを利用して自己破産申立てをすることになった事案があり、そういった場合に管財費用が法テラスで立て替えられないとなると、管財費用を自分でためてから破産申立てをすることになります。しかし、この方の場合、未払い家賃がかなりあるので退去を求められており、管財費用だけでなく引っ越し費用もためる必要があるわけです。管財費用をためてから破産の申立てをしたいということと、引っ越し費用をためるという話が両方あるので、引っ越しもなかなか進まないし、破産の申立てもなかなか進まないという状態になっているというものがございました。なので、管財費用を法テラスさんが立て替えしてくれると非常にうれしいなと思っておりますが、なかなか難しいというのも分かっております。

ほかは、相談内容としては特に従来と変わらないかなと思っております。

以上です。

○高村委員 ありがとうございます。

続きまして、第一東京弁護士会 田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 相談の傾向に関しましては、既に報告いただいているとおりで、コロナ禍で一番少なかった時期を超えて、また前の状況に戻って、さらに若干増える傾向にあるというところだと感じております。

弁護士として多重債務に関して相談を受ける際や、破産申立側の場合は、これまで同様、生活苦でお金を借りて返せなくなったという案件が目立つという感じなのですが、ほかの多重債務対策協議会でも同じようなことを述べておりますとおり、破産管財人側に回った際は、詐欺商法等で多重債務に陥ってしまったという案件が非常に目立つところがございます。

先日破産管財人として担当した事件では、詐欺的な投資なんかを勧められて、「お金がないから」と言う、「お金を借りればいいじゃないか」みたいな感じで、一度に数社から何百万円も借りてしまっている。先ほど御報告いただいたものと被るかは分かりませんが、土日だと審査が甘いのだなどと言われて、無人審査窓口をばばっと回ってたくさん借りてしまって、詐欺だったのでもう全然返せなくなったという案件でした。

先ほどの貸金業協会の報告でもそういう問題が出てきているようなので、どう解消していけばいいのかというところまで頭が回っていないのですが、貸付の際の対応等もまた進めていただければと思っております。あとは、詐欺商法に関する周知等も毎回御報告いただいておりますので、そういうところも進めていただければと思っております。

以上です。

○高村委員 ありがとうございます。

続きまして、第二東京弁護士会 寺谷委員、いかがでしょうか。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。

先ほどの弁護士の先生と同様に、目立った顕著な傾向があるというわけではないのですが、投資詐欺あるいは副業詐欺の関連で私も管財事件も担当しますので、比較的増えてきているかなという印象は確かにあるところです。それは年代問わず、若年者の方もあれば中高年の方もあるというところです。

弁護士から見れば、なぜこうしてだまされてお金を取られるのであろうかと思うことも少なからずある一方で、弁護士視点で見ると、なかなか回収が難しいのが副業詐欺あるいは投資詐欺です。なかなか捕まらないというか、LINE等で全て手続を完結しているとなると、追及が事実上困難ということもしばしばあろうかと思えます。

なので、基本的には若年層を中心には思いますけれども、金融教育、金融リテラシーを高めていくことは、世代を問わず幅広く推進していく必要があるだろうなと思うところ
です。

以上です。

○高村委員 ありがとうございます。

続きまして、東京司法書士会 安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会、安藤です。

当会が行っております相談センターにおける多重債務の相談の事例は、変化というほど
の変化は特段ないと聞いております。

個人的な体感のレベルになってしまうのですが、コロナあたりから給与ファクタ
リングとか、買取りとか、スキームをやたらひねった、売買を仮想したような、でもやっ
ていることはとどのつまりヤミ金だというような相談がひと頃急に増えたのですけれど、
給与ファクタリングが否定されたり、対処されていくと、最近はまだ一周回って普通のヤ
ミ金の相談があるという感じです。非常にシンプルに金を貸して返すという何のひねりも
ないヤミ金の相談をお受けしていると感じております。

あと、その辺りに関連して、顧客間の口座でのお金のやり取り、要は、借りた人はお金
をヤミ金に返しているつもりでお金を振り込んでいるのだけれども、それはヤミ金に指示
されて別の顧客にお金を貸付けで払っているだけというような、結果として、ヤミ金の口
座にお金を払っているのではなくて顧客が別の顧客にお金を払っている。客振りと言うら
しいのですけれども、顧客が顧客に振り込んで、後から弁護士なり司法書士なりがその口
座をヤミ金の口座だと思って凍結する。そうすると、ヤミ金を利用していたらいつの間
にか口座が凍結されたという状況に陥るわけです。

口座の凍結に関してはルールがあって、非常に速く、びっくりするぐらいのスピードで
口座が凍結されるのですけれども、凍結された後の解除についての明確なルール、こうい
う基準だと解除されるというものがあまりないように感じております。特に警察が絡んで
しまうと、こっちはこっちで被害者だったのですよ、言われるままに振り込んだにすぎな
いのですよと言っても、どこに行っても何をすれば解除されるのかということは、ガイドラ
インというか、ルートがないので、こういった相談をお受けすると、これは難しいですと
言うだけで、なかなか適切な対処を示しにくいというのが内部での勉強会でも問題意識と
して示されております。

あと、最近新聞報道にもありましたけれども、受任をしたものの面談もしないでお金だけを振り込ませていたとか、あとは家計について全く把握しないで任意整理を組んだりしているような事案が残念ながら見られるということについて、やはり業界として司法書士の中では非常に問題意識を思っておりまして、東京司法書士会ではないのですが、全国組織の日本司法書士会連合会で先月行われた定時総会におきまして、債務整理の事件処理・報酬・業務広告に関する規則・指針等に反する司法書士による被害が起きていることを真摯に受け止め、適切な債務整理の相談体制を各地で構築する決議というものが総会で決議されました。

司法書士にもどうも不適切な対処をしている人がいるのではないかということは、業界を挙げて取り組んでいかないと信頼を失墜するという危機意識を持っているところでございます。

御報告としては以上になります。

○高村委員 ありがとうございます。

続きまして、足立区の今井所長、お願いいたします。

○今井様 足立区の今井でございます。

足立区の状況でございますが、先ほど資料1のほうで東京都様からお話があったところとほぼ同じ状況でございます。足立区では5,338件が昨年度、5年度の相談総件数でございます。その前年度と比べまして277件の減少があったものの、多重債務については増えています。年代も同じで、50代が一番多くて、次が20代という状況です。また、20代の方の伸びが前年度と比べると倍以上になっています。

なお、多重債務の問題に直結するかどうか分かりませんが、若者をターゲットとした取り組みを報告します。区内には都立高校、私立高校があわせて11校ございますので、昨日も新1年生に対して夏休み前に、SNS関連とかゲームの関係で課金トラブルにならないよう啓発用パンフレットを配ってきたばかりでございます。

また、成年年齢引下げの関係がございましたので、年度末の3月に、翌年度18歳になれる全区民に対してはがきを送付させていただいて、若い方がだまされやすい相談事例集とその対策に二次元コードでアクセスできるようにいたしました。少しでも関心を持っていただいて、若い方が最終的に多重債務にならないよう、最初の入り口のところで少しでも未然に防止できればと活動をさせていただいております。

雑駁ですけれども、以上報告させていただきます。

○高村委員 ありがとうございます。

東京都側から、ほかに何か報告したいことは大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、当センター及び委員の皆様からの御報告について終了いたしました。これらにつきまして何か御質問はございませんでしょうか。御意見等でも構いません。挙手をお願いします。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 司法書士会の安藤でございます。

資料2「東京モデルの実施状況について」という資料の2ページ目の「つなぎ先」というところで、各地の法律相談センターが並んでいる中、司法書士会は「司法書士会」と書いてあるのですけれども、相談センターをつなぎ先として考えておられるようでしたら、平仄を合わせると言うことと変ですけれども、司法書士会も相談センターが四谷と立川にございますので、それらを選択肢としていただけますと、私は各地の法律相談センターが週何日とかいつの時間帯にやっているということ存じ上げないのですけれども、曜日や時間帯によっては選択肢になり得るのかなという気もいたします。

相談センターというふうに平仄を合わせていただいたほうが、東京モデルの相談のつなぎ先としてはよいのかなという気がいたしましたので、一言申し上げました。よろしくお願いいたします。

○高村委員 分かりました。次回からそうさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

そうしましたら、司会からで申し訳ないのですが、2点ほど。1点は質問で、1点は情報提供となるかなと思います。財務省関東財務局様からいろいろな動画を作られているということで御報告をいただいたのですが、そんなに閲覧数が上がるかどうかは別として、例えば私ども東京都のホームページのほうでリポストしたりなどの対応を行っても構わないでしょうか。

○岩崎オブザーバー ぜひお願いできればと思います。

我々も、動画を作っても再生数を伸ばすというのが非常に難しいところもあって、リポストとかホームページにリンクを貼っていただいても全然構いませんので、ぜひお願いできればと思います。

○高村委員 ありがとうございます。

私どももいろいろと作ったりしているものを相互でフォローし合ったり、連携し合うと、少し閲覧数も伸びていって対策になるかなと思っておりまして、せっかくですので連携させていただければと思います。それが1点です。

もう1点、情報提供というほどではないのですが、先ほど弁護士会の皆様から、悪質商法の副業等の関係で、契約した若者たちに借金を負わせるケースが多いというお話がありました。私どものほうでも報告いたしました。最近、当センターで受け付ける相談の中に、個人として借りるのではなくて、いわゆる起業だと言って事業者枠でお金を借りさせるという手口も増えてきております。そうすると、個人のバイト収入の何割とかではなくて、起業としての金額になるので、倍もしくは3倍ぐらいの金額が1回で借りられるということもあって、その手口が増えてきているように感じています。

これがいろいろなところで広まってしまうと、同じように、何か所から借りるのではなく、1か所から多く借りるという方法で借りさせてしまう手口が増えてくるのかと懸念しているところでございます。情報提供といたしますか、最近感じたところでの報告でございます。

ほかに何か御意見等はございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、次第2、協議事項に移らせていただきます。令和6年度「多重債務110番」の実施について、事務局から説明をさせていただきます。

○佐々木課長代理 資料10を御覧ください。「令和6年度『多重債務110番』実施要領(案)」がでございます。

「1 趣旨」ですが、多重債務問題を抱える都民の方が法律専門家と直接相談できる機会を様々な形で提供する。そして、多重債務問題は専門家に相談することで解決することを広く都民に浸透させることを目的といたしまして、東京都、都内区市町村、東京三弁護士会及び東京司法書士会、東京司法支援センター（法テラス）と共催で、東京都多重債務問題対策協議会参加団体の皆様の協力を得ながら、「多重債務110番」を一斉に実施するということです。

「2 実施期間」でございます。例年2回行っておりますが、今年度も2回を予定しており、1回目は令和6年9月2日の月曜日と3日の火曜日の2日間、2回目は令和7年3月3日月曜日と4日火曜日の2日間を「多重債務110番」ということで実施したいと考えております。

「3 実施方法」といたしましては、まず（1）東京都消費生活センター及び都内消費

生活センターにおいては、電話または来所による多重債務相談を各センターの消費生活相談員が受け付ける。

(2) 各センターでは、次の方法により多重債務相談に対応するということで、ア、「東京モデル」もしくは地域独自の取組を活用いたしまして、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京都生活再生相談などの窓口確実につなぐ。イ、法律専門家を配置するセンターにおいては、相談者の状況に応じて法律専門家に引き継ぐ。そのほかについては消費生活相談員が対応し、相談者が抱える問題の解決を図る。

「4 広報」です。広報につきましては、後ほど資料12でもう少し詳しく説明いたしますが、ここに書いております(1)、(2)、(3)、(4)のような方法で広く都民への周知を図っていききたいと存じます。

「5 主催者」としては、東京都、都内区市町村、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）の主催となります。

「6 協力」として、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口の協力をいただいで実施をしていきます。

「7 自殺防止対策との連携について」ということで、本件特別相談を実施するに当たっては、自殺総合対策東京会議が実施する「自殺防止！東京キャンペーン」との連携を図りながら行っていききたいと考えております。

今年度の特別相談「多重債務110番」の実施内容につきまして、ただいま説明をしたとおりに御提案をいたしたいと思っております。

なお、日程については、「多重債務110番」の実施に当たってポスターの掲示等の広報活動を予定しておりまして、十分な周知期間を確保するため、早急に日程を確定する必要があります。

また、区市町の消費生活センターからも、広報紙等で周知をするためにスケジュールを早めに連絡いただきたいという意見もありますので、昨年度と同様に、第1回及び第2回の特別相談の日程について併せて御協議をいただきたいと考えています。

特別相談「多重債務110番」は、例年、第1回を9月の第1月曜日と火曜日に、第2回を3月の第1月曜日と火曜日に開催しております。今年度につきましても、例年どおり、先

ほど実施要領案でも説明をいたしました。第1回を9月2日と3日、第2回を3月3日、4日の第1月曜、火曜日ということで実施したいと考えております。

皆様、いかがでございましょうか。

特段の御意見がないようでしたら、特別相談「多重債務110番」につきましては、資料10の実施要領に掲げた日程で実施させていただくということでお願いいたします。

続きまして、資料11も御覧いただければと思います。各区市町の消費生活相談窓口と東京都の消費生活センターの連携について、そして、各専門家の皆様との連携を図にしたものがついております。

まず、東京都が区市町村に東京モデルのノウハウを提供したり、法律専門家による電話対応、緊急対応などをいたします。特別相談のときには、東京都では来所や電話相談の対応ということで、弁護士、司法書士、法テラス、カウンセリングの先生方にお越しいただき、無料で相談できるコーナーを特設いたします。

そのほか、各区市町村では、それぞれ各地域、各区市で法律専門家のネットワークを確立している場合はその連携を生かして御参加いただき、また、特に弁護士などがいないので派遣してほしいという希望がある場合には、図の左下にある支援型特別相談ということで、区市町村からの依頼を受けて法律専門家の当日派遣をお願いするような事業も行ってまいります。

今年も、幾つかの区市町村から弁護士等を派遣してほしいという依頼を受けておりまして、それにつきましてはまた別途御相談させていただきたいと考えております。

続きまして、資料12でございまして。先ほどとばしてしまいましたが、今年度の「多重債務110番」の第1回に関する広報の予定を一覧にしております。

報道発表については、7月25日予定とありますが、日程が変更になり、7月29日あたりになるかもしれませんが、今月中には発表したいと考えております。

そのほか、都のX、Facebook、LINE等のSNSの活用や、東京都の提供番組「東京サイト」などのテレビやラジオでの紹介を予定しています。

また、ポスター・チラシの配布ということでは、関連するような場所や、競馬場、競輪場等への配布、また、都営バスへの車内ステッカーの掲出、日本貸金業協会や東京都遊技業協同組合のホームページ等への掲載依頼などを検討してございます。

以上、令和6年度第1回「多重債務110番」に関する説明でございました。

○高村委員 以上について御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。いか

がでしょうか。

1点加えさせていただきますと、昨年度、東京都で悪質ホストの問題が出てきた関係で、悪質ホストなどによる借金をさせないようにするための何か広報ができないかということで、実は今年度予算が少しつきまして、そちらを使って3月の「多重債務110番」のときに動画を作成し、ホストだけに限らず、借金、多重債務問題についての動画を作ってSNS等で流すことを考えております。

そのため、今回、9月に都営バスの中のステッカー2回分を投入して、23区内になってしまうのですが、23区全域のバスにステッカーが貼れるようにしようということで、2回で少し違う広報をさせていただくということで今計画を立てております。

追加で説明しましたが、大丈夫でしょうか。

それでは、令和6年度「多重債務110番」の実施につきましては、先ほど説明をさせていただきました案のとおり進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○高村委員 ありがとうございます。

それでは、本日の結果を次回の東京都多重債務問題対策協議会本会議にて報告させていただきます。

なお、来年度以降の開催日については、御意見等ございましたら、本日に限らず別の場でも変わりませんので、ぜひ御意見いただければと思っております。当センターの相談課までお寄せください。よろしく願いいたします。

次に、次第3、その他になりますが、関連して何かございましたら御報告をお願いいたします。ここからは自由意見になりますので、御意見、御質問のある方は挙手でお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、少し早い時間ではございますが、以上をもちまして本日予定した議事を終了いたしました。全体を通して何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から連絡をさせていただきます。

○佐々木課長代理 次回、第2回の相談部会の日程についてです。

例年1月に実施をしているところでございますが、今年度も例年どおり貸金業部会との合同開催とする予定でございます。次回の部会の開催につきましては、後日改めて委員の皆様のご都合を伺い、日程調整をさせていただきたいと存じますので、よろしく願い

たします。

また、委員の任期ですけれども、今年度の10月31日までとなっております、委嘱の手続、本会議のほかに部会での委嘱もございますので、委員の方には別途御連絡させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○高村委員 本日は、皆様からそれぞれの御所属における相談の状況や取組について、直近の状況など大変貴重な御報告をいただき、有意義な情報交換の機会となったと考えております。深く感謝を申し上げます。

引き続き、皆様とは緊密に連携しながら多重債務問題の解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで第27回「東京都多重債務問題対策協議会相談部会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時15分閉会